

第5節 税務課

〔総括概要〕

自立的な行財政運営を実現するうえで、自主財源である市税の重要性は非常に高く、常に厳正な税務行政の執行が求められることから、租税の原則に基づき、公平・明確な租税賦課業務に努めた。

具体的な取組みとして、市民税関係では、課税客体の適正把握のため、個人住民税未申告者に対する申告の催告等を実施した。また、より一層の税收確保に向けて、未申告法人の活動状況調査や申告指導を行った。

保険税（料）関係では、転入者等に対する適正な賦課を行うため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、車両の現況調査等を通じて、課税客体の適正把握に努めた。

資産税関係では、土地と家屋の税務通知書を電子データ化し、固定資産税システムに取り込むことにより、精度の向上と業務の効率化に努めた。償却資産についてはe L T A Xの推進、新規事業者の捕捉及び申告書の送付、未申告事業者に対する催告等の申告指導を継続して行った。

税政係

1 調定額

（単位：千円）

税目 \ 区分	本年度	前年度
市民税	10,279,170	9,305,385
軽自動車税	584,181	569,909
市たばこ税	1,173,741	1,176,441
鉱産税	4,414	4,333
入湯税	18,616	18,659
国民健康保険税	3,593,222	3,756,662
後期高齢者医療保険料	2,016,698	1,848,206
介護保険料	3,635,383	3,582,866

2 賦課状況

(1) 軽自動車税（4月1日現在）

（令和7年度課税状況調より）

車種 \ 区分		総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
			非課税	減免		
原動機付	50cc以下	4,285	36	—	4,249	8,498
	特定小型	25	—	—	25	50
	51cc～90cc	541	1	—	540	1,080

自転車	91cc～125cc			1,286	13	—	1,273	3,055	
	ミニカー			119	—	—	119	441	
	小　計			6,256	50	—	6,206	13,124	
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪車		2,270	2	3	2,265	8,154	
		三輪車		2	—	1	1	5	
		四輪車	乗用	営業用	3	—	—	3	17
				自家用	7,736	13	186	7,537	54,266
			貨物	営業用	30	—	1	29	87
				自家用	1,627	10	24	1,593	6,372
		新税率適用分	乗用	営業用	5	—	—	5	35
				自家用	20,779	31	417	20,331	219,575
			貨物	営業用	172	—	—	172	654
				自家用	4,876	47	69	4,760	23,800
		重課適用分	乗用	営業用	9	—	—	9	74
				自家用	10,532	33	305	10,194	131,503
			貨物	営業用	55	—	—	55	248
				自家用	5,754	43	89	5,622	33,732
		75%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	27	2	—	25	68
			貨物	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	7	2	—	5	7
		50%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—
				自家用	—	—	—	—	—
	貨物		営業用	—	—	—	—	—	
			自家用	—	—	—	—	—	
	25%軽課適用分	乗用	営業用	1	—	—	1	5	
			自家用	—	—	—	—	—	
		貨物	営業用	—	—	—	—	—	
			自家用	—	—	—	—	—	
	小型特殊	農耕作業用		5,874	20	3	5,851	14,043	
		フォークリフト等		540	3	—	537	3,169	
		小　計		60,298	206	1,098	58,994	495,809	
	二輪の小型自動車				3,154	19	7	3,128	18,768
合　　　　　計				69,708	275	1,105	68,328	527,701	

(2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
たばこ税	179,929,496	787,171	179,142,325	1,173,740,508

手持ち品	—	—	—	—
合 計	179,929,496	787,171	179,142,325	1,173,740,508

※税率の改正がなかったため、手持ち品課税はなし。

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	26,638	7,991,400	—	—
ドロマイト	166,460	66,584,000		
石灰石 第2類	1,352,913	338,228,250		
珪 石	64,516	32,257,920		
合 計	1,610,527	445,061,570	445,045	4,414,100

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	362,987	18,149,350
宿 泊	150	3,110	466,500
合 計		366,097	18,615,850

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	25,032	255	・ 納税、所得及びその他の証明 1件につき300円 ・ 土地及び建物の評価証明 1件につき300円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。 ・ 住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,809	332	・ 資産台帳の閲覧 1冊につき300円 ・ 公簿等の写し 1枚につき300円 ・ 航空写真の写し 1枚につき600円
合 計	27,841	587	

市民税係

1 個人市民税賦課状況（7月1日現在）（令和7年度課税状況調より）

(1) 所得区分別市民税額調（単位：千円）

区 分		金 額	所 得 区 分 別 金 額				
			給 与	営 業	農 業	そ の 他	分離譲渡
所得金額		237,796,561	199,727,951	8,996,062	3,052,454	19,936,721	6,083,373
所	雑 損	2,417	2,105	312	-	-	-
	医 療 費	1,393,352	753,329	91,368	57,138	402,833	88,684

得 控 除 額	社会保険料	42,249,899	37,566,117	1,162,263	326,700	2,585,748	609,071
	小規模企業共済等掛金	1,191,503	788,192	231,857	28,746	73,340	69,368
	生命保険料	2,676,656	2,297,057	98,966	27,369	212,622	40,642
	地震保険料	123,307	82,076	6,053	5,961	25,232	3,985
	障 害 者	704,160	479,940	31,280	15,100	157,980	19,860
	寡 婦	156,260	86,840	5,200	1,560	57,200	5,460
	ひとり親	309,600	292,200	8,100	300	7,500	1,500
	勤労学生	1,040	1,040	-	-	-	-
	配 偶 者	4,254,710	2,630,720	106,370	50,980	1,401,180	65,460
	配偶者特別	1,036,260	786,320	30,900	9,500	194,380	15,160
	扶 養	5,493,340	4,844,530	260,410	88,700	216,420	83,280
	同居特別障害者	133,170	102,580	7,130	3,910	16,100	3,450
	基 礎	32,300,690	26,037,690	1,007,080	274,200	4,586,380	395,340
	計	92,026,364	76,750,736	3,047,289	890,164	9,936,915	1,401,260
	課税標準額	150,509,417	122,977,215	5,948,773	2,162,290	9,999,806	9,421,333
税 額	算出税額	8,888,212	7,376,099	356,824	129,712	599,553	426,024
	調整控除額	153,260	118,334	5,179	1,499	26,574	1,674
	配当控除額	15,116	1,945	37	17	5,489	7,628
	住宅借入金等 特別税額控除	128,507	122,994	4,475	140	472	426
	寄附金税額控除	308,130	259,129	13,990	1,156	7,450	26,405
	外国税額控除	106	6	9	-	51	40
	税額調整額	610	405	63	-	105	37
	配当割額等控除額	30,993	1,006	56	8	3,180	26,743
	定額による 特別控除額	2,010	1,428	30	30	90	162
	減免税額	-	-	-	-	-	-
	所得割額	8,249,750	6,870,852	332,985	126,862	556,142	362,909
	均等割額	250,431	195,135	8,505	2,157	44,634	-
	市民税額合計	8,500,181	7,065,987	341,490	129,019	600,776	362,909
市民税負担割合(%)		100	83.1	4.0	1.5	7.1	4.3
納税義務者数(人)		83,477	64,672	2,805	714	14,281	1,005
所得割人数(人)		75,385	60,692	2,372	641	10,675	1,005

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,026	2,236,598	1,152,408	38,775	34,750
10万円を超え 100万円以下	25,291	37,115,866	14,971,506	870,318	792,462
100 〃 200 〃	21,842	56,931,254	32,550,140	1,933,331	1,793,335
200 〃 300 〃	12,815	49,434,643	31,733,788	1,888,655	1,759,077
300 〃 400 〃	5,964	30,940,551	21,109,848	1,250,398	1,180,731
400 〃 550 〃	3,710	24,306,493	17,216,794	1,027,806	973,892
550 〃 700 〃	1,120	9,227,244	6,949,513	414,134	388,827
700 〃 1,000 〃	805	8,376,598	6,873,179	405,042	375,282
1,000 〃 2,000 〃	586	9,218,313	8,110,716	479,083	435,991
2,000 〃 5,000 〃	190	6,117,508	5,815,931	345,409	309,001
5,000 〃 1億円 〃	26	1,698,193	1,720,443	100,620	91,208
1億円を超える金額	10	2,193,300	2,305,151	134,641	115,194
合 計	75,385	237,796,561	150,509,417	8,888,212	8,249,750

※「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除に関する調

(単位：人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除人員	扶養控除人員の内訳		
		うち老人配偶者		老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養
1万円以下の金額	35	19	47	1	12	34
1万円を超え 2万円以下	17	12	27	1	9	17
2 〃 3 〃	20	9	33	1	6	26
3 〃 4 〃	21	10	50	3	8	39
4 〃 5 〃	28	16	43	1	7	35
5 〃 6 〃	20	13	38	5	9	24
6 〃 7 〃	29	18	48	3	10	35
7 〃 8 〃	38	24	45	－	8	37
8 〃 9 〃	40	26	46	3	12	31
9 〃 10 〃	32	20	36	2	13	21
10 〃 15 〃	209	147	198	12	40	146
15 〃 20 〃	280	211	218	15	45	158
20 〃 25 〃	342	231	238	16	49	173
25 〃 30 〃	289	206	238	12	62	164
30 〃 40 〃	590	386	416	20	88	308
40 〃 60 〃	986	572	871	57	207	607
60 〃 80 〃	834	393	881	38	234	609
80 〃 120 〃	1,435	522	1,432	68	445	919
120 〃 160 〃	1,221	253	1,352	56	416	880

160 〃 200 〃	1,070	148	1,296	90	382	824
200万円を超える金額	4,902	268	6,585	348	1,331	4,906
合 計	12,438	3,504	14,138	752	3,393	9,993

2 法人市民税賦課状況（7月1日現在）

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,292
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	34
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	572
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	60
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	134
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	30
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	138
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	10
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	24
合 計			4,294

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・ 賦課限度額 650,000円
- ・ 所得割 6.0/100
- ・ 均等割 19,600円
- ・ 平等割 17,700円
- ・ 課税内訳

区分	所得割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	12,829	28,685	19,331
退職世帯	0	0	0
合 計	12,829	28,685	19,331

イ 軽減世帯及び限度額世帯

（単位：世帯）

区分	低所得者等軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,051	2,785	2,180	10,016	197
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	5,051	2,785	2,180	10,016	197

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数 (人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	19,331	28,685	1,763,893,400	91,246	61,491
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	19,331	28,685	1,763,893,400	91,246	61,491

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 240,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・均等割 10,200円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	12,829	28,685	19,331
退職世帯	0	0	0
合 計	12,829	28,685	19,331

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者等軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,051	2,785	2,180	10,016	301
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	5,051	2,785	2,180	10,016	301

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	19,331	28,685	787,579,100	40,741	27,456
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	19,331	28,685	787,579,100	40,741	27,456

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 170,000円
- ・所得割 2.1/100
- ・均等割 11,100円
- ・平等割 6,100円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	3,982	8,879	7,649
退職世帯	0	0	0

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者等軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	1,828	968	689	3,485	174
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	1,828	968	689	3,485	174

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	7,649	8,879	257,878,700	33,714	29,043
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	7,649	8,879	257,878,700	33,714	29,043

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	17,229	2,412,144,800
特別徴収対象世帯	5,145	397,206,400
合 計	22,374	2,809,351,200

2 後期高齢者医療保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 800,000円
- ・所得割 8.84/100
- ・均等割 45,600円

均等割低所得者軽減額(円)		
7割軽減	5割軽減	2割軽減
31,920	22,800	9,120

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(前年の所得金額-基礎控除額)×8.84%+45,600円	2,450	7,759
7割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}以下の被保険者は均等割額を7割軽減。	1,703	9,794
5割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(30.5万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を5割軽減。	558	4,350
2割軽減	同一世帯の被保険者全員と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×{給与所得者等の数-1}+(56万円×被保険者数)以下の被保険者は、均等割額を2割軽減。	322	3,310

被用者保険の 被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を5割（加入した月から2 年間）軽減。	(内361)	
合 計		5,033	25,213

(3) 後期高齢者医療保険料調定額（現年度分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	5,033	649,753,100
特別徴収	25,213	1,302,843,400
合 計	30,246	1,952,596,500

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段 階	対 象 者	被保険者数(人)		年間保険料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護の受給者 ・ 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9,000円以下の方	733	5,637	20,270
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9,000円を超え120万円以下の方	25	3,774	28,449
第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円を超える方	20	3,189	48,719
第4段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9,000円以下の方	417	5,509	64,011
第5段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万9,000円を超える方	32	8,136	71,124
第6段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	274	7,825	85,348
第7段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	356	7,407	92,461
第8段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	283	3,145	106,686
第9段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	157	1,187	120,910
第10段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	78	574	135,135
第11段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	44	260	149,360

第12段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	31	156	163,585
第13段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上900万円未満の方	39	175	170,697
第14段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	13	57	177,810
第15段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	19	92	184,922
第16段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,200万円以上の方	75	261	195,591
合 計		2,596	47,384	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,596	240,058,927
特別徴収対象者	47,384	3,349,306,772
合 計	49,980	3,589,365,699

資産税係

1 調定額 (単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
固定資産税	11,191,292	11,110,414
特別土地保有税	12,535	13,198
都市計画税	823,285	817,623

2 固定資産税評価状況 (令和7年1月1日現在)

(1) 土地

地 目		筆 数（筆）	地 積（㎡）	決定価格（千円）
田	一 般 田	53,976	76,711,701	8,743,045
	宅地介在田等	3,029	1,948,192	9,007,395
畑	一 般 畑	29,240	19,636,358	1,206,249
	宅地介在畑等	2,987	1,616,589	7,039,142
宅 地		149,171	40,813,629	429,423,845
鉱 泉 地		2	4	388
池 沼		270	139,140	5,304
山 林		21,239	51,703,038	2,068,018
牧 場		13	6,751	317
原 野		2,948	810,835	17,460
雑 種 地		29,761	25,909,928	53,385,201

合 計	292,636	219,296,165	510,896,364
-----	---------	-------------	-------------

3 固定資産税評価状況（令和7年1月1日現在）

(1) 木造家屋

種 類	棟 数（棟）	床 面 積（㎡）	決定価格（千円）
戸 建 形 式 住 宅	59,565	5,925,202	164,455,556
集 合 形 式 住 宅	1,029	257,848	10,855,831
併 用 住 宅	3,544	387,427	5,810,495
ホ テ ル ・ 旅 館	116	4,980	57,187
事 務 所 ・ 店 舗	1,728	128,573	3,277,280
劇 場 ・ 病 院	88	16,360	602,635
工 場 ・ 倉 庫	3,022	191,962	668,741
附 属 家	22,620	919,058	3,261,399
合 計	91,712	7,831,410	188,989,124

(2) 非木造家屋

種 類	棟 数（棟）	床 面 積（㎡）	決定価格（千円）
事 務 所 ・ 店 舗	1,917	742,837	39,995,796
住 宅 用 建 物	8,062	1,352,431	50,096,830
病 院 ・ ホ テ ル	135	127,501	11,006,262
工 場 ・ 倉 庫	6,346	2,905,680	75,888,670
そ の 他	9,948	616,974	4,762,902
合 計	26,408	5,745,423	181,750,460

(3) 償却資産 （単位：千円）

区 分		決 定 価 格	課税標準額
市 決 定 が し 価 格 等 の を	構 築 物	28,859,803	28,469,807
	機 械 及 び 装 置	113,002,288	111,747,471
	船 舶	11,653	11,653
	航 空 機	-	-
	車 両 及 び 運 搬 具	1,729,763	1,729,763
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	17,101,951	17,066,831
	小 計	160,705,458	159,025,525
総務大臣が価格等を決定し配分したもの		35,210,094	34,759,161
県知事が価格等を決定し配分したもの		-	-
小 計		35,210,094	34,759,161
合 計		195,915,552	193,784,686